講師等の募集について

県中教育事務所

県中教育事務所では、管内の市町村立学校で先生(講師)等として働ける方を募集しています。

【講師の種類】

常勤講師 (臨時的任用職員)

→ 産前産後休暇、療養休暇等の教員の補充のために、一般の職員と同様の勤務時間で 勤務する職員

非常勤講師(会計年度任用職員)

→ 担当する時間だけ勤務する職員

【学校事務職員・学校栄養職員】(臨時的任用職員) も募集しています。

- ※ 応募に関する詳細は、県中教育事務所(電話 024-935-1489)まで、お気軽にお問い合せください。
- ※ 教員退職後ブランクがある方や教員免許取得後教員経験のない方の応募もお待ちしております。

1 募集職種

○臨時的任用職員(常勤講師等): 小学校教員、中学校教員、養護助教諭(保健の先生)

事務職員、学校栄養職員

○会計年度任用職員(非常勤講師): 小学校教員、中学校教員

2 応募資格

- (1) 小・中学校教員については、教諭普通免許状を所有している方、または勤務開始日までに取得見込みの方
- (2) 養護助教諭については、養護教諭の教育職員免許状を所有している方、または勤務開始日までに取得見込みの方
- (3) 学校栄養職員については、栄養士免許状を所有している方、または勤務開始日までに取得見込みの方
- (4) 事務職員は資格不要ですが、高等学校卒業が条件です

3 勤務地(県中管内12市町村)

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、 天栄村、玉川村、平田村

4 給与等

臨時的任用職員: 給与(本県の給与規定による)、各種手当

(常勤講師等) 〈参考〉 講師、養護助教諭

(大学卒) 月給20万円程度 (短大卒) 月給18万円程度 (栄養職員)月給17万円程度 (事務職員)月給15万円程度

※ 経験年数等で異なります

会計年度任用職員: 1時間 2,590円、通勤手当

(非常勤講師)

5 応募方法

当所へ連絡の上、原則として当所での面接が必要です。その際に、併せて以下の書類に 記入の上、面接時に持参してください(印鑑も持参)。講師以外の職種の応募も、以下の 書類での手続きとなります。

(説明資料) ※ 現在HPに掲載されているもの (提出書類) ※ 現在HPに掲載されているもの

- ※ 書類や面接による選考結果及び職種や応募状況等によって必ず採用されるものではないことをご承知おきください。
- 6 受付期間

受付は随時行っておりますので、来所日時等について事前に電話連絡をお願いします。

7 任用

面接等により採用を決定した場合に、本人あてに電話等で連絡のうえ、採用手続きについてお知らせします。

8 連絡・お問い合わせ先

福島県教育庁県中教育事務所 学校教育課 管理担当 (講師登録・求人担当) 電話番号 024-935-1489